介護老人保健施設こうのとり入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設こうのとり(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された入所者(以下単に「入所者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、入所者及び入所者の身元引受人と保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、入所者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち利用開始 日から効力を有します。但し、身元引受人・保証人に変更があった場合は、新たに同意書 を提出して頂きます。
 - この契約の有効期間は、今和年月日から令和年月日までとします。
 - 2 何らかの理由で、契約の有効期間満了当日までに退所が困難と思われる場合は、その 1 ヶ月前までに、身元引受人より支援相談員に申し出て下さい。入所継続検討会議にて協議し、 更新手続きを行います。
 - 3 更新されない場合は満了日までとします。

(身元引受人・保証人)

- 第3条 入所者は、次の各号の要件を満たす身元引受人・保証人を立てます。但し、入所者が身 元引受人・保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
 - ② 弁済をする資格を有すること。
 - 2 身元引受人・保証人は、入所者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50万円の範囲内で、入所者と連携して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 入所者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は入所者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
 - 4 身元引受人・保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員 若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社 会的行為を行った場合、当施設は、入所者及び身元引受人・保証人に対し、相当期間内に その身元引受人・保証人に代わる新たな身元引受人・保証人を立てることを求めることが できます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人・保証人の請求があったときは、当施設は身元引受人・保証人に対し、当施 設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無ならびにこれ らの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(入所者からの解除)

- 第4条 入所者及は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利 用を解除することができます。
 - 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、入所者の利益に

反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

- 第5条 当施設は、入所者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利 用を解除することができます。
 - ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において 生活ができると判断された場合
 - ③ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの 提供を超えると判断された場合
 - ④ 入所者及び身元引受人・保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 入所者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗 中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人・保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人・保証人を立てない場合。但し、入所者が新たな身元引受人・保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
 - 2 入所者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 入所者及び身元引受人・保証人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は入所者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、入所者、身元引受人又は入所者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月の利用料請求書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人・保証人は連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。
 - 3 支払方法は原則口座振替です。サービス利用月の翌々月12日にご指定の口座より振替ます(12日が土日・祝日に重なる場合は、銀行の翌営業日)。当施設の指定口座への振込や窓口にて現金でお支払いしていただく場合は、前月の利用料請求書到着後、その月の末日までに支払うものとします。
 - 4 当施設は、入所者又は身元引受人・保証人から1項に定める利用料金の支払いを受けた ときは、入所者、身元引受人又は入所者若しくは身元引受人の指定する者に対して領収書 を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します(診療録については5年間保管します)。
 - 2 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人・保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、入所者が身元引受人・保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他入所者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、

閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人・保証人に対して、連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、入所者及び身元引受人・保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは入所者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。 但し、入所者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長、当直医師が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設又は併設病院の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者、身元引受人・保証人又は入所者若しくは身元引受人・保証人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携
 - ③ 入所者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 入所者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護の為必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設 医療機関、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 当施設は、入所者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、 又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者、 身元引受人又は入所者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機 関、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は入所者の身元引受人又は入所者若しくは身元引受人が指定する 者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 入所者、身元引受人又は入所者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。
 - 2 入所者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入所者及び身元引受人・保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、 入所者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設こうのとりのご案内 (令和 05 年 04 月 01 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名 鴻巣介護老人保健施設こうのとり

・開設年月日 平成9年9月1日

・所在地埼玉県鴻巣市八幡田868-1・電話番号048-596-2222・EAV番号048-596-2222

・FAX番号 048-596-7326

·管理者名 施設長 蓮江 郁夫

・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1151780022号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他、必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、入所者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設こうのとりの運営方針】

「高齢社会に対応するため、家庭的な雰囲気のもとに個性に合わせて医療ケアと生活サービスを総合的に行うとともに、日常生活能力を可能な限り維持・回復し、自立できるよう支援し、家族と施設との密接な連携により家庭復帰の促進をはかる」

(3) 施設の職員体制

• 医 師	1.0人以上	入所者に対する診断、治療などの医療行為
• 看護職員	9.7人以上	療養上の世話、診療の補助
• 介護職員	24. 3人 以上	日常生活のケア
・薬剤師	0.3人以上	薬の調剤と薬に対するアドバイス
・支援相談員	1.0人以上	入所者や家族からの相談に専門的知識をもって対応し、 他の施設や機関との連絡、調整を行う
・理学療法士等	1.0人以上	運動療法、日常生活動作訓練のリハビリテーションを 行う
・管理栄養士	1.0人以上	栄養面でのさまざまな指導
・介護支援専門員	1.0人以上 (兼務)	ケアプランの作成、定期的なプランの見直し
・事務職員	2.0人以上	対外的な折衝や、支払いや請求に関わる他、療養に関 する諸記録の整備などを行う

職員数は常勤換算による。

- (4)入所定員等
 - ・定員 100名 (認知症専門棟 なし)
 - 療養室 個室…6室 2人室…1室 4人室…23室
- 2. サービス内容
 - ① 施設サービス計画の立案
 - ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7時00分~ 8時00分

昼食 12時00分~13時00分

夕食 18時00分~19時00分

- ③ 入浴(一般浴槽のほか)入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。入所者は、週に最低2回ご利用いただきます。 ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理·看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ① その他
- *これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。
- 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

『協力医療機関』

- ・名 称 こうのす共生病院
- · 住 所 鴻巣市上谷2073-1

『協力歯科医療機関』

- ・名 称 上尾コスモス歯科
- ・住 所 上尾市二ツ宮955-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」又は「緊急連絡表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

- 4. 施設利用に当たっての留意事項
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
 - ・ 面会は、原則家族のみとし、面会時間は10時~19時とする
 - ・ 外出・外泊をする場合は、必ず書類を提出して下さい
 - ・ 飲酒・喫煙は、禁止します
 - ・ 火気の取扱いは、禁止します
 - ・ 設備・備品を利用後は元の場所に戻し、丁重に扱って下さい
 - ・ 所持品・備品等の持ち込みは必要最低限にし、電気器具は許可を受けて下さい
 - ・ 金銭の貸借、賭け事は禁止します

- ・ 外泊時等の施設外での受診は、緊急やむを得ない場合は施設に連絡をして下さい
- ・ 宗教活動は禁止します
- ペットの持ち込みは禁止します

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動放送設備等
- ・防災訓練 年2回
- ·防火委員会 年8回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に設置する「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、下記においても受付けいたしております。

鴻巣市役所 介護保険課 (048-541-1321) 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 (048-824-2568)

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて (令和6年7月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・入所者の後見人、入所者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療:

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご入所者の状態に合わせて適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション:

原則としてリハビリテーション室(機能訓練室)にて行いますが、施設内でのすべての活動が リハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理:

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス:

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

- 1割負担の方は、合計金額(総単位数)に × 鴻巣市地域加算 1.027 が掛かります。
- 2割負担の方は、合計金額(総単位数)に × 鴻巣市地域加算 2.054 が掛かります。
- 3割負担の方は、合計金額(総単位数)に × 鴻巣市地域加算 3.081 が掛かります。
- (1) 基本料金 施設利用料(以下は1日あたりの自己負担分です)

【多床室】	$2 \sim 4$ 人部屋	【従来型個室】	1人部屋
・要介護 1	871円	・要介護 1	788円
・要介護 2	947円	・要介護 2	863円
要介護 3	1,014円	・要介護3	928円
要介護 4	1,072円	・要介護4	985円
・要介護 5	1,125円	要介護5 1	,040円

- *サービス提供体制強化加算(I)22 円が加算されます。
- *夜勤職員配置加算 24円が加算されます。
- *厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰・在宅療養支援機能評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分の要件を満たしている場合に在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として1日につき51円が加算されます。
- *入所後30日間に限って、初期加算(Ⅱ) 30円が加算されます。
- *外泊された場合、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて外泊時費用 362円が算定されます。
- *退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、当介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、外泊時費用 800円が算定されます。上記外泊時費用を算定している場合は算定しません。
- *入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行い、必要に応じてリハビリテーション計画

を見直している場合は短期集中リハビリテーション実施加算(I) 258円が加算されます。

- *入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は短期集中リハビリテーション実施加算(II) 200円が加算されます。
- *認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、1週に3日を限度として下記の料金が加算されます。
 - ①認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) 240円(1日につき)
 - ②認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 120円(1日につき)
- *入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)として1月につき33円が加算されます。
- *若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合には120円が加算されます。
- *医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保険施設サービスを行った場合には、入所した日から起算して7日を限度として 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円が加算されます。
- *栄養状態の維持及び改善を図り栄養管理を行った場合には下記の料金が加算されます。
 - ①経口維持加算(I) 400円
 - 400円 (1月につき)
 - ②経口維持加算(Ⅱ)
- 100円(1月につき)
- *医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、 肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食を提供した場合は療養食加算 6円(1食を1回として、1日3食を限度)が加算されます。
- *管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合、 1月につき1回を限度として退所時栄養情報連携加算 70円が加算されます。
- *当施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって当施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当施設へ再入所した場合に再入所時栄養連携加算 200円が加算されます。
- *口腔の健康の保持を図り、歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上実施し、口腔衛生の管理を 計画的に行った場合は口腔衛生管理加算(I)として、1月につき90円が加算されます。
- *入所期間が1月を越えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅や社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に1回を限度として入所前後訪問指導加算(I)450円が加算されます。
- *肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の者に、投薬・検査・注射・処置等を行った場合は1月に1回、連続する7日を限度として所定疾患施設療養費(I)239円が加算されます。当施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合は1月に1回、連続する10日を限度として所定疾患施設療養費(I)480円が加算されます。
- *退所時等支援等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①試行的退所時指導加算	400円
②退所時情報提供加算 (I)	500円
③退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円
④入退所前連携加算 (I)	600円
⑤入退所前連携加算(Ⅱ)	400円
⑥訪問看護指示加算	300円

- *緊急時に所定の対応を行った場合、518円が加算されます。
- *褥瘡マネジメント加算(I)として、入所者の褥瘡発生を予防するために継続的に入所者ごと の褥瘡管理をした場合は、1月につき3円が加算されます。評価の結果、褥瘡が発生するリス クがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合は、1月につき13円が加算されま
- *看取り期におけるサービス提供としてターミナルケア加算が死亡月に加算されます。

1,900円

- ②死亡日前日及び前々日
- 910円
- ③死亡日 4日前 ~ 30日前 160円
- ④死亡日 31日前 ~ 45日前
- *入所初日に安全対策体制加算20円が加算されます。
- *介護職員等処遇改善加算(I)として、介護職員等の処遇改善の為に、当該月の総単位数に 7. 5%を乗じます。(1月につき)

(2) その他の料金

① 食費(1日当たり) 1.800円

(食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の 負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり)

多床室

500円

個 室

1,668円

(居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の 負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

- *上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階 まで)の入所者の自己負担額については、別途資料をご覧下さい。
 - ③ 特別な室料(1日当たり) 個室・2人室

1,000円(税別)

④ 理美容代

実 費

⑤ 日用消耗品(シャンプー・タオル・石鹸等)

125円

⑥ 教養娯楽費等(趣味材料費・演芸会費用・諸行事費用等)

125円

(7) エンゼルケア料 (看取り後の処置費用)

11,000円(税別)

⑧ 予防接種

実 費

(3) 支払い方法

毎月10日頃に、前月の利用料請求書を送付します。サービスご利用月の翌々月12日(1 2日が土日・祝日に重なる場合は、銀行の翌営業日に振替)に、ご指定口座より振替させて いただきます。 手続き完了までに2か月ほどかかります。 それまでは窓口にて現金もしく は、銀行振込でお支払下さい。